

官房より文部省教化局總務課法人係へ通牒
 十一月十四日附軍務局宛御申越有之候首
 題ノ書類別紙ノ通及送付候也

陸普第七六三二號 昭和拾七年十二月四日

1134 1135

回
办

白

本組之ヲ送付
工月三十日
官房印
岩倉
謙

1134 1135

大日本帝國政府

内務省

官信

五二九三

南

陸軍省軍務局

法人係殿

願上候

敬具

尚一文部省管法人處務提呈一御參考迄ニ一部御送申上候

十一月十四日

文部省教化局總務課法人係

(需省內三三)



別紙	陸軍省
八管課ニ保管	中務省
月30日	監査課

1136

大正一二年ニ
陸軍大臣ノ
閣下ニ

本件如ク依
添付返戻
監査課

陸軍省
171125
監査課

本件、如く依頼アリタルに依り、回答資料有之候ハリ
添付返戻燗度ヤシ

軍事
監査課御中

官房

別紙添付ス

1136

大正二二二二二二 陸軍省 第三四号
陸軍大臣ノ注意ニ属スル長人ノ改定及監査
申スル件

監査課

四 前各稱ノ外社団法人ニ在リテハ前年中入社又ハ退社シタ
ル社員及現在ノ社員ノ員數

第三條 法人ノ設立者又ハ法人ヨリ陸軍大臣ニ差出スヘキ書類
ハ在御軍人會ノ後援ニ關スルモノニ在リテハ主タル事務所
所在地ヲ管轄スル聯隊区司令官及地方長官ヲ其ノ他ノモノニ
在リテハ地方長官ヲ經由スヘシ

聯隊区司令官及地方長官前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ
調査ノ上意見ヲ附シテ進達スヘシ

第四條 聯隊区司令官又ハ地方長官ハ法人ニ於テ民法第六十一
條ニ該當スル行為アリト認めタルトキハ其ノ事由ヲ具シ
陸軍大臣ニ報告スヘシ